

議案第 77 号

北本市手数料条例の一部改正について

北本市手数料条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 8 月 27 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市手数料条例の一部を改正する条例

北本市手数料条例（平成 12 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 6 3 号中「住民票の写し」の次に「又は除票の写し」を加え、同項第 6 4 号中「住民票記載事項」の次に「又は除票記載事項」を加え、同項第 6 5 号中「戸籍の附票の写し」の次に「又は戸籍の附票の除票の写し」を加え、同項第 7 1 号を削り、同項第 7 2 号を同項第 7 1 号とし、同項第 7 3 号から同項第 8 2 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 5 条第 8 項中「第 2 条第 1 項第 5 3 号から第 8 2 号まで」を「第 2 条第 1 項第 5 3 号から第 8 1 号まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。